

大多喜町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

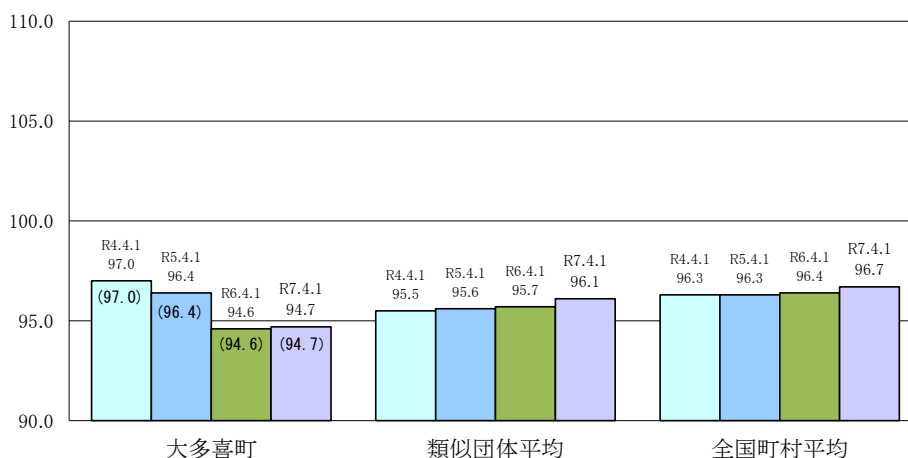
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	8,164	6,852,098	331,651	1,425,927	20.8	21.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	140	505,254	60,617	201,938	767,809	5,484	5,613

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) ÷ (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況（※本町では人事委員会を設置していないため記載はありません。）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
令和一年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
令和一年度	—	—	—	—	—	—

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額を引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

〔実施〕 未実施 〕

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日

（内容） 一般職行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、3級から7級までの初号付近の号給をカットし、各級の初号の給料月額を引上げを実施。その他、各種手当について見直しを行っている。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準4%に対し、大多喜町においても4%を支給。

（実施時期） 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
大多喜町の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大多喜町	41.2 歳	316,583 円	360,590 円	339,532 円
千葉県	39.8 歳	315,893 円	424,453 円	370,183 円
国	41.9 歳	332,237 円	- 円	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

②技能労務職

区分	公務員				民間				参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
大多喜町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円	—	—	—	—
千葉県	50.8 歳	267 人	299,845 円	361,290 円	336,977 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	3 人	289,606 円	325,294 円	305,365 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大多喜町	—	—	—
—	— 円	— 円	—

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和4年度～令和6年度の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	大多喜町	千葉県	国	
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高校卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	185,700 円	192,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

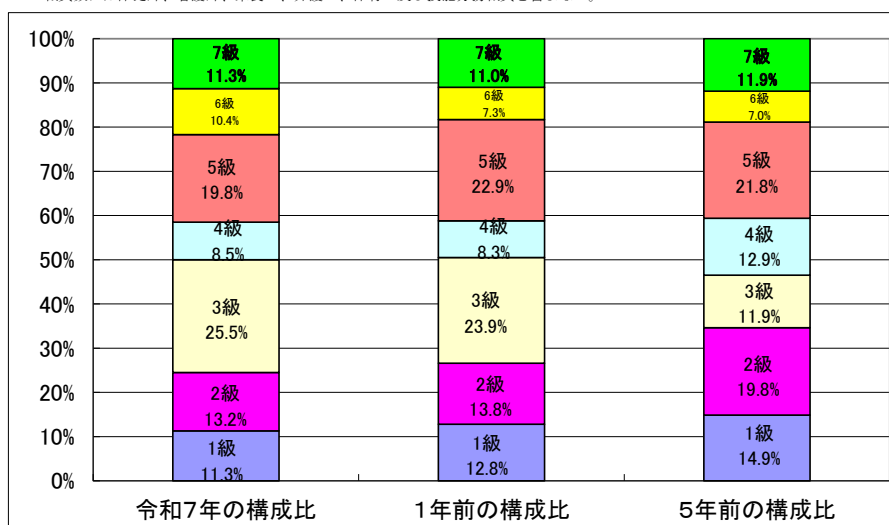
区分	経験年数10年			経験年数15年			経験年数20年		
	大学卒	高校卒	—	大学卒	高校卒	—	大学卒	高校卒	—
一般行政職	269,300 円	— 円	—	303,200 円	— 円	—	345,167 円	— 円	—
	247,050 円	— 円	—	286,233 円	— 円	—	324,100 円	— 円	—
技能労務職	— 円	— 円	—	— 円	— 円	—	— 円	— 円	—
	— 円	— 円	—	— 円	— 円	—	— 円	— 円	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

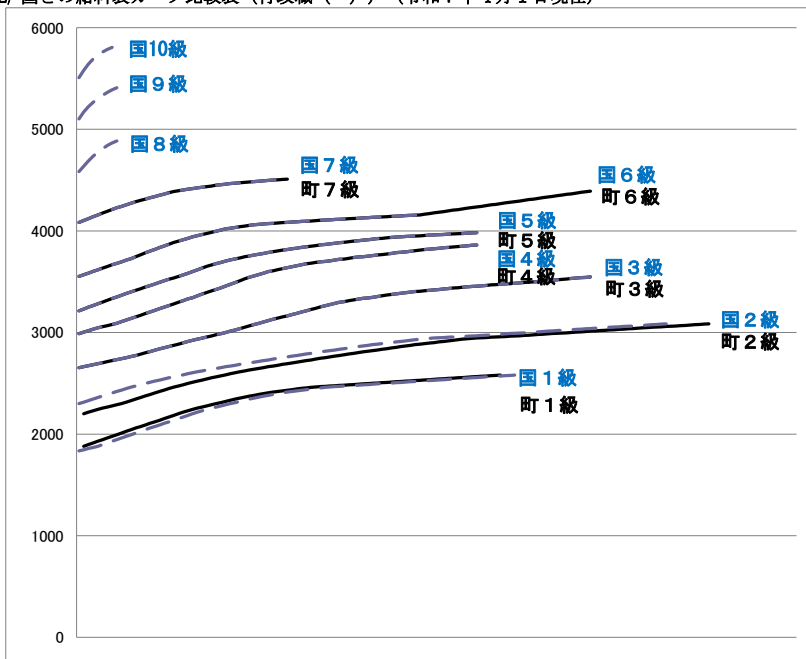
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事補	12 人	11.3 %	166,600 円	249,400 円
2 級	主事	14 人	13.2 %	196,200 円	304,300 円
3 級	主任主事	27 人	25.5 %	240,900 円	351,000 円
4 級	副主査	9 人	8.5 %	271,600 円	382,000 円
5 級	係長	21 人	19.8 %	295,400 円	394,000 円
6 級	課長補佐	11 人	10.4 %	323,100 円	434,700 円
7 級	課長	12 人	11.3 %	365,500 円	446,200 円

- (注) 1 大多喜町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 職員数には保健師、看護師、栄養士、介護士、保育士及び技能労務職員を含まない。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大多喜町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大多喜町	千葉県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,408 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,691 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理監督加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(大多喜町)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

大多喜町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
調整率	83.7 /100		調整率	83.7 /100	
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特別措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,493 千円	17,602 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		— 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
全地域	2 %	143 人	2 %
地域手当補正後ラスバイレス指数 (ラスバイレス指数)		94.7 (94.7)	

(注) 地域手当補正後ラスバイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスバイレス指数。

(補正前のラスバイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	105 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	105,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	0.7 %			
手当の種類(手当数)	2 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅病人及び死亡人取扱手当	健康福祉課職員	行旅病人取扱業務に従事した時	0 千円	取扱1件につき1,000円
行旅病人及び死亡人取扱手当	健康福祉課職員	死亡人取扱業務に従事した時	3 千円	取扱1件につき1,000円
じん芥処理取扱手当	環境センターに勤務する職員	じん芥処理業務に従事した日	102 千円	1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	27,928 千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	218 千円
支給実績(5年度決算)	25,373 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	197 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 10,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	同じ	—	10,995 千円	244,333 円
住居手当	借家の場合(16,000円を超える場合に限り) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ	—	6,397 千円	266,542 円
通勤手当	交通機関を利用する場合 定期代55,000円を限度とし全額支給 自家用車を利用する場合 通勤距離に応じて2,000円～28,000円を支給	同じ	—	9,214 千円	93,071 円
管理職手当	課長 30,000円 主幹 17,100円	—	—	4,680 千円	360,000 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	給料	月 額	
		最高	最低
市区町村長	761,000 円	850,000 円	505,800 円
	副町長 615,000 円	710,000 円	495,000 円
報酬	議長 280,000 円	375,000 円	210,000 円
	副議長 234,000 円	307,000 円	188,000 円
	議員 209,000 円	286,000 円	165,000 円
期末手当	市区町村長	(令和6年度支給割合) 4.50 月分	
	副町長	(令和6年度支給割合) 3.25 月分	
退職手当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×0.35×任期月数	(1期の手当額) 12,784,800 円
	副町長	給料月額×0.25×任期月数	(支給時期) 任期毎に支給 7,380,000 円 任期毎に支給

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

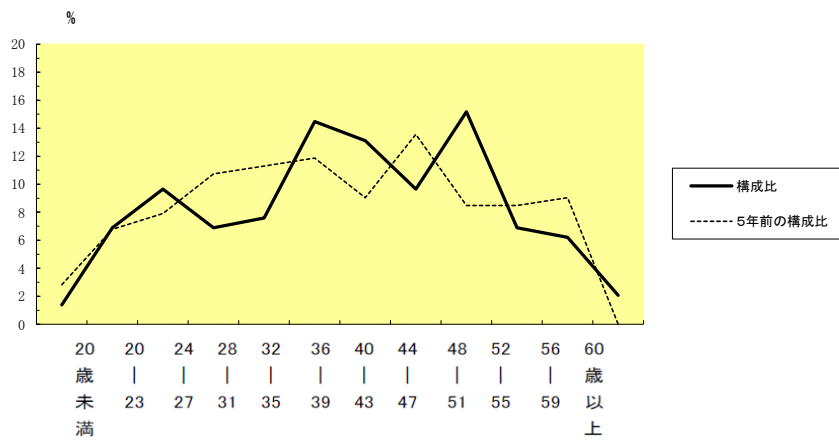
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	122	119	△3	退職者の不補充による減少
	計	122	119	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 148.66 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 119.21 人)
	教育部門	18	16	△2	
	消防部門				
	小計	140	135	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 168.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 142.44 人)
公営企業計等部門		16	10	△6	水道広域化による職員の減少
	小計	16	10	△6	
合計		156	145	△11	<参考> [208] 人口1万人当たり職員数 181.14 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	10人	14人	10人	11人	21人	19人	14人	22人	10人	9人	3人	145人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	115	120	116	123	122	119	4	3.5
教育	21	19	19	18	18	16	△5	(△23.8%)
消防								
普通会計計	136	139	135	141	140	135	△1	(△0.7%)
公営企業等会計計	41	40	38	17	16	10	△31	(△75.6%)
総合計	177	179	173	158	156	145	△32	(△18.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。